

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	白石町

白石町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐賀県白石町農業振興課
所在地 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1
電話番号 0952-84-7121
FAX番号 0952-84-6611
メールアドレス suiden@town.shiroishi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、シカ、サル 鳥類（カラス、カモ、ハト、スズメ、ヒヨドリ、カワウ）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	佐賀県白石町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	水稻	1.80ha	196.4万円
	麦類	0.60ha	30.0万円
	豆類	0.81ha	44.0万円
	柑橘類	0.05ha	15.0万円
	野菜類	0ha	8.0万円
	小計	3.26ha	293.4万円
アナグマ タヌキ	野菜類（アスパラガス・スイートコーン）	0.20ha	520.0万円
	小計	0.20ha	520.0万円
カラス	麦類	1.10ha	51.0万円
	野菜類	0.09ha	12.0万円
	小計	1.19ha	63.0万円
カモ	水稻	0.90ha	82.2万円
	麦類	1.70ha	76.0万円
	野菜類	0.04ha	3.5万円
	小計	2.64ha	161.7万円
その他鳥類	水稻	0.03ha	3.3万円
	野菜類	0.25ha	20.5万円
	小計	0.28ha	23.8万円

(2) 被害の傾向

○イノシシ

山間部や麓での水稲・豆類(大豆)の踏み倒し、果樹・野菜(家庭菜園も含む)の食害の被害が多く発生している。

近年は麓の民家周辺でも被害が多発しており、未管理地はもとより林道・水路の法面、圃場等が掘り起こされ、被害は減らない状況にある。

イノシシの生息地域が増え、有明海沿岸干拓(八平干拓、有明干拓)にも生息している。

○アライグマ

町内山間部では、柑橘類を中心とした農作物の食害、また、平地においてもブドウ等果樹、スイートコーンの食害が発生しており生息域は拡大傾向と考えられる。ただし、他の中型哺乳類(アナグマ、タヌキ等)と被害が混同されている可能性があり、現状では農家等からの被害報告がなされておらず、被害の現状が数値としては上がっていないが捕獲実績としては増加傾向にある。

○アナグマ・タヌキ

町内全域で、11月から5月にかけてはイチゴやアスパラガスの施設に侵入し果実の食害や作土の掘り起こしが発生している。6月から9月にかけてはスイートコーンの圃場に出没し、被害を及ぼしている。多品目で被害が発生し、果実等の食害だけでなく、土中に生息している虫を捕食する際にアスパラガスを傷つけたり、ハウズバンドを噛み切ったりすることがある。

○カラス

町内全域で野菜の育苗時や定植時に苗を引き抜くいたずらや、麦・大豆・柑橘類の食害が発生している。また、畜舎の近くにねぐらをかまえ、常時畜舎に出入りして牛や飼料を食い荒らしている。また、野菜などの廃棄場所を餌場とし付近に棲みついている。

○カモ

11月から4月にかけて、レンコン及び麦への食害、水稲(七夕こしひかり)の定植後の踏み倒しが発生している。特に1月は、六角川流域で休息する大量のカモによる麦芽、れんこん、海苔の食被害が増大している。

。

○その他(鳥類)

麦、稲穂、ブロッコリー、海苔等への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
イノシシ	被害面積	3.26 ha	2.28 ha
	被害金額	293.4万円	205万円
アライグマ	被害面積	0 ha	0 ha
	被害金額	0万円	0万円
アナグマ タヌキ	被害面積	0.20 ha	0.14 ha
	被害金額	520.0万円	50.0万円
シカ	被害面積	0 ha	0 ha
	被害金額	0万円	0万円
サル	被害面積	0 ha	0 ha
	被害金額	0万円	0万円
カラス	被害面積	1.19 ha	0.83 ha
	被害金額	63.0万円	44.1万円
カモ	被害面積	2.64 ha	1.85 ha
	被害金額	161.7万円	113.2万円
その他鳥類	被害面積	0.28 ha	0.20 ha
	被害金額	23.8万円	16.7万円
合計	被害面積	7.57 ha	5.3 ha
	被害金額	1061.9万円	429.0万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制は、農業関係団体と連携を図りながら、捕獲従事者の確保、箱わなの購入、捕獲報償金の交付を実施している。</p> <p>イノシシについては、捕獲従事者を対象に研修会を実施し、被害対策の啓発活動を行ってきた。</p> <p>鳥類については、猟友会の協力のもと、随時駆除を実施している。</p>	<p>高齢化等により、捕獲の担い手(捕獲従事者)が減少しているため、新たな捕獲従事者の確保と育成が必要である。</p> <p>捕獲したイノシシの処分(埋設等)や箱わなの見回りにも多大な労力と経費を必要とし、捕獲従事者の負担が大きく、捕獲意欲の減退に繋がっている。</p> <p>被害防止のため、自衛による対策の周知が必要である。</p>

	<p>捕獲した鳥獣は、埋却処分している。</p> <p>有害捕獲頭数(イノシシ)</p> <p>4年度 222頭</p> <p>5年度 182頭</p> <p>6年度 232頭</p>	<p>地域全体で対策に取り組むことが重要であるが、捕獲従事者に頼りきりになっている。鳥獣被害を地域全体の問題として捉え、住民や農業者に日頃から被害防止活動に取り組んでもらう。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>ワイヤーメッシュ柵・電気柵の設置(貸与)をし、侵入防止に努めている。また、侵入防止柵を設置している集落において集落点検会を協議会の構成員の実施隊や振興センター、JA、共済組合と実施し、修繕方法や防止対策を指導している。柵が破損しているところにセンサーカメラを仕掛けて、実際にイノシシが侵入しているところを確認してもらう。実際に歩いて確認し、地図に修繕箇所等を記入する。その箇所を後日集落で修繕してもらう。</p> <p>ワイヤーメッシュ柵の設置距離【町単事業】</p> <p>4年度 650m</p> <p>5年度 300m</p> <p>6年度 0m</p> <p>電気柵の設置数【町単事業】</p> <p>4年度 14基</p> <p>5年度 2基</p> <p>6年度 3基</p> <p>集落点検会開催地区</p> <p>6年度 川津地区</p> <p>7年度 鳥巣地区、辺田地区</p>	<p>電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。</p> <p>今後も集落点検会を行い、侵入防止柵の効果を維持させる。</p>

生息環境管理 その他 の取組	耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかる、農家・地域住民への啓発活動 等	耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかる、農家・地域住民への啓発活動の一層の推進が必要となっている。
----------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p> 県の鳥獣被害防止対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、被害発生集落に対して被害実態や被害対策の問題点を把握し、集落点検会により効率的な被害防止対策（イノシシの隠れ場所となる未管理地の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣や家庭ごみの撤去、電気柵の適正な設置方法や管理、ワイヤーメッシュ柵による広域的な設置、管理）について指導し、集落全体が一体となった取り組みが講じられていくよう推進していく。 </p> <p> 新たにイノシシの被害発生した地域においては、被害の情報収集をしっかりと行い、専門家の意見を積極的に取り入れ、集落と連携し駆除に努める。 </p> <p> アライグマは特定外来生物であり、強力な繁殖力と幅広い食性をもつことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、防除実施計画書を策定し、捕獲を行い、分布の縮小、個体数の減少及び被害低減を図る取組みを本計画に基づき実施していく。 </p> <p> アナグマ・タヌキについては、小型捕獲器を貸し出し、自衛防衛に努める。 </p> <p> シカについては、令和6年度、白石町内での目撃情報があることから、今後も目撃情報の収集を行い、関係機関と連携しながら、生息状況の把握に努め、必要に応じて適切な対応を行う。 </p> <p> サルについては、情報提供があった場合、周辺小学校、警察、役場内防災担当に情報共有や注意喚起の回覧を行う。 </p> <p> カラスについては、強化月間を設け、被害の多い区域を中心とした一斉駆除に努める。 </p> <p> カモについては、吹き流しや防鳥ネットによる侵入防止策を周知していく。 </p> <p> また、今後ますます狩猟者の高齢化・減少が予想されるため、補助制度を活用した狩猟免許取得を、地元農業者に推進していく。 </p> <p> 第一に取り組むべきは、『地域が主体となって行う被害防止対策』の推進であり、その実現に向け、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、地元の意識改革を図っていく。 </p> <p> 新規従事者確保のためには見回り等の省力化が必要になってくる。そこ </p>
--

でスマート捕獲アプリ等の利用を推進していく。また、捕獲報償金の実績報告を簡潔にできるシステムを利用する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

協議会が捕獲者や捕獲団体と有害鳥獣捕獲に係る委託契約を締結し、効果的な捕獲の実施により、被害の軽減を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度～ 10年度	イノシシ	・人材の育成と捕獲従事者の確保のために、狩猟免許取得事前講習会費用の助成、技術育成のために捕獲技術向上研修会を実施する。 ・捕獲機材(箱わな・くくりわな)の整備を行う。
	アライグマ アナグマ タヌキ	・捕獲機材(箱わな)等の整備を行う。
	カラス	・一斉駆除の実施。
	カモ	・一斉駆除の実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ 生息数は増加傾向にある。近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を240頭とする。
○アライグマ 生息数は増加傾向にあり、イチゴハウスやブドウ園に侵入し、果実の食害やビニールハウスの損害が出ている。近年増え続けているので、捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を40頭とする。

○アナグマ・タヌキ

生息数は増加傾向にある。生息域も拡大傾向にあり、農作物の生育にあわせて移動している。圃場やハウスに侵入し、土の掘り起こしによる作物の損傷や食害、施設の損害が出ている。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を40頭とする。

○カラス

生息数は増加傾向にある。山間部でのミカン等果樹被害や平野部での野菜等の定植時期の食害やいたずら等、広範囲での被害が見られる。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を10羽とする。

○カモ

近年、生息数が著しく増加している。レンコン、麦、水稻の定植及び収穫時に食害による被害が発生している。また、海苔養殖場での被害も発生しており、被害範囲は拡大傾向にある。近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を60羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	240頭	240頭	240頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
アナグマ・タヌキ	40頭	40頭	40頭
シカ	5頭	5頭	5頭
サル	5頭	5頭	5頭
カラス	10羽	10羽	10羽
カモ	60羽	60羽	60羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

指標	市町名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
有害捕獲 従事者数	白石町	27	30
	合計	27	30
新規確保 目標従事者数	白石町		8
	合計		8

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ 捕獲者や捕獲団体と委託契約を締結し、捕獲体制の維持・拡充を行う。また、被害発生時の通報時には実施隊で箱わな及び銃による捕獲を実施する。</p>
<p>○アライグマ 防除実施計画に基づき、通年、箱わなによる捕獲を実施する。</p>
<p>○アナグマ・タヌキ 町内全域で、随時、箱わなによる捕獲を実施する。</p>
<p>○シカ・サル 被害発生時の通報時には、猟友会白石支部の協力のもと捕獲を実施する。</p>
<p>○カラス・カモ 被害が発生している場所、生息地で銃器による駆除を実施する。また、カラスの被害が集中する7月、11月は、捕獲者や捕獲団体に委託し、銃による一斉捕獲活動を実施する。被害拡大しているカモについては、捕獲者や捕獲団体と委託契約を締結し、捕獲体制の維持・拡充を行い、銃による捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシは厚い皮膚と肉で臓器が守られているため、殺傷能力の高いライフル銃での止め刺しが確実かつ効率的で、捕獲従事者の負担が軽減される。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限移譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 1.3km	ワイヤーメッシュ 1.3km	ワイヤーメッシュ 1.3km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	実施隊での侵入防止柵の管理状況の見回り	実施隊での侵入防止柵の管理状況の見回り	実施隊での侵入防止柵の管理状況の見回り

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

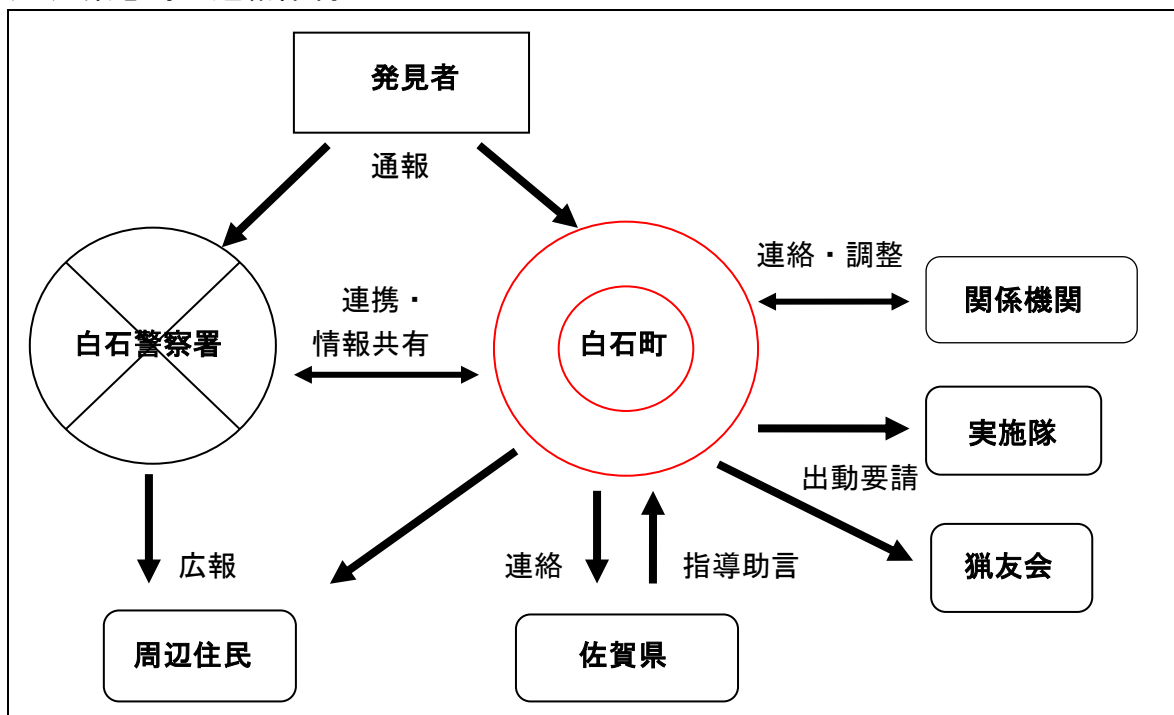
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかるチラシを回覧する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白石町	関係機関との連絡調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
白石警察署	住民の安全確保、避難指導、広報、交通整理・規制、関係機関へ連絡、緊急時の現場対応
佐賀県猟友会白石支部	緊急時の現場対応
佐賀県	指導助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設等により適切に処理する。
今後、焼却施設への搬入のための一時的な保管庫の設置を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、個人で冷凍、食肉加工し消費している。捕獲頭数が少ないため、計画の予定はない。
ペットフード	捕獲頭数が少ないため、計画の予定はない。
皮革	捕獲頭数が少ないため、計画の予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	捕獲頭数が少ないため、計画の予定はない。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲頭数が少ないため計画の予定はないが、今後機運が高まれば処理加工施設を検討したい。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在処理加工は個人で行われているため、県の鳥獣被害対策指導員養成研修などを受講してもらい利活用に関する造詣を深める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
白石町農業振興課	協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県農業協同組合 (白石地区営農経済センター) (杵藤園芸センター)	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導

杵島地区農業共済組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県猟友会白石支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
地元農家	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査 被害対策実施
佐賀県杵藤農林事務所 杵島農業振興センター	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
白石町鳥獣被害防止対策実施 隊	捕獲・追い払いの実施、被害・生息状況調査、 被害防止対策、適切な捕獲の確認・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
佐賀県農業技術防除センタ ー	被害防止対策事業に関する情報提供、被害防 止技術の情報提供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年2月1日に白石町長が指名する白石町職員2名及びわな猟免許または第1種猟銃免許を所有する者3名の計5名からなる白石町鳥獣被害対策実施隊を編成していたが、令和2年2月1日より若手育成と被害発生時の迅速な捕獲対応を加味し、免許所有者3名を増員し計8名による編成とした。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合等関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組や捕獲班の設置を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町（隣接協議会）と情報交換を行いながら、広域的な被害防止対策を実施する。防護・捕獲・地域の環境整備を三本柱として被害軽減に取り組んでいく。